

連絡先
県土整備部伊勢建設事務所 担当者：齋藤、西村 電話：0596-27-5202 FAX：0596-27-5256

県土整備部伊勢建設事務所における公文書の紛失について

県土整備部伊勢建設事務所において、平成27年度および28年度に作成した公文書ファイル2冊がないことが判明し、現在まで発見に至っていません。

当該公文書ファイルには、道路法に關係する申請等に記載された法人情報や、提出資料に添付された個人情報が含まれている公文書がありましたが、外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

県民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 紛失した公文書ファイルの名称等

(1) 公文書ファイル名・保存期間・廃棄年度

①平成27年度 「道路法関係」 5年保存

廃棄年度：令和11年度(令和3年度に3年、令和5年度に5年延長)

②平成28年度 「道路法関係」 5年保存

廃棄年度：令和9年度(令和4年度に5年延長)

(2) 編綴している公文書件数

運送業の車両を保管する場所に面する道路が支障なく通行できる幅員であるかの証明を求める文書(車両制限令による証明願)等 48件

①平成27年度：18件

②平成28年度：30件

※当該公文書ファイルの文書の一部は、別のファイルに綴じてあったため、現存を確認しています。

(3) 法人情報および個人情報の内容

① 法人情報

運送業の車両を保管する場所に面する道路が支障なく通行できる幅員であるかの証明を求める者の住所・氏名・連絡先等

② 個人情報

申請者が提出する資料に添付した地図に掲載されている土地所有者の氏名

なお、いずれも文書を紛失しているため、件数等は不明です。

2 経緯

令和9年度廃棄対象文書の確認を行っていたところ、平成28年度作成の「道路法関係」(1)②の公文書ファイルがないことが判明しました。また、当該ファイルの検索を行うにあたり、平成27年度作成「道路法関係」(1)①の公文書ファイルもないことが判明しました。

3 県民・業務等への影響

現時点で、個人・法人情報の流出及び流出による被害は確認されていません。

4 原因

保存期間を延長した際に、当該公文書ファイルに延長後の保存期間および廃棄年度を記載しなかったことによる誤廃棄の可能性が高いと考えています。

5 再発防止策

公文書の延長手続きを行った場合、公文書ファイルに保存期間および廃棄年度を記載することを徹底するとともに、公文書の廃棄時は廃棄年度を複数人で確認のうえ廃棄することを再度徹底します。

また、公文書管理の意義と重要性をあらためて認識するために所属内研修を実施し、公文書の適正な管理を図ります。